

埼玉県後期高齢者医療広域連合処分基準

令和7年2月

2 不利益処分事項一覧

整理番号	所管課	根拠法令・条項	不利益処分	備考
1	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第25条	虚偽の届出等に対する過料処分	
2	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第26条	被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料処分	
3	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第27条	文書等提出命令違反に対する過料処分	
4	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第28条	不正の手段により一部負担金等の徴収を免れた者に対する過料処分	
5	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項	保険給付が第三者の行為によって生じた場合の損害賠償請求	
6	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第59条第1項	不正の行為により保険給付を受けた者への不当利得の徴収	
7	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第59条第2項	診断書虚偽記載による医師への連帯納付命令	
8	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3項	偽りその他の行為によって得た給付の不正利得に対する徴収	
9	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第67条第2項	一部負担金不払に対する処分	
10	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第87条	犯罪行為等による療養給付の制限	
11	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第88条	闘争等による療養給付の制限	
12	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第89条	刑事施設等への拘禁による療養給付の制限	
13	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第90条	療養の指示の不服従者への療養給付の制限	

2 不利益処分事項一覧

14	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第91条	文書提出命令等の不服従者への療養給付の制限	
15	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第92条	保険給付の全部又は一部の支払いの差止め	
16	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項から第3項まで	特別療養費の支給に係る事前通知	

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 1

不利益処分の 内容	虚偽の届出等に対する過料処分	
根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 25 条	
処 分 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条第 1 項及び第 2 項
	基準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (罰則)</p> <p>第25条 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第29条 第25条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律 (届出等)</p> <p>第 54 条 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わって、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。</p>
	参考事項	
	設定等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 2

不利益処分の 内	被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料処分	
根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 26 条	
処 分 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条第 4 項及び第 5 項
	基準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第 26 条 法第 54 条第 4 項又は第 5 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。 第 29 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条第 4 項及び第 5 項</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p>
	参考事項	
	設定 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 3

不利益処分の 内容	文書等提出命令違反者に対する過料処分	
根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 27 条	
処 分 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 137 条
	基準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第 27 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第 137 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>第 29 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第 137 条 (被保険者等に関する調査) 第 137 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p>
	参考事項	
	設定等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 4

不利益処分の 内	不正の手段により一部負担金等の徴収を免れた者に対する過料処分
根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 28 条
関係条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条
処 分 基 準	<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 28 条を基準とみなすことができる。</p> <p>第 28 条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第 4 章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第 29 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 5

不利益処分の内	保険給付が第三者の行為によって生じた場合の損害賠償請求	
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項	
処 分 基 準	関係条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 57 条第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項を基準とみなすことができる。 (損害賠償請求権)</p> <p>第 58 条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第 2 項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第 1 項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 第 57 条第 2 項の規定</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額を超えるとき、又は同項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない</p>
	参考事項	
	設定等日 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 6

不利益処分の 内 容	不正の行為により保険給付を受けた者への不当利得の徴収
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 1 項
関 係 条 項	
処 分 基 準	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 1 項を基準とみなすことができる。</p> <p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第 59 条 偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高齢者医療広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>
基 準	<p>高 準</p> <p>(未設定の 場合は その理由)</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 7

不利益処分の 内	診断書虚偽記載による医師への連帯納付命令	
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 2 項	
処 分 基 準	関係条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 1 項
	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 2 項を基準とみなすことができる。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第 78 条第 1 項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第 78 条第 1 項の規定 (訪問看護療養費)</p> <p>第 78 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第 82 条第 1 項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 8

不利益処分の内		偽りその他の行為によって得た給付の不正利得に対する徴収
根拠条項		高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 3 項
処 分 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第 88 条第 1 項 高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 5 項（第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 78 条第 8 項において準用する場合を含む。）
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 3 項を基準とみなすことができる。</p> <p>第 59 条第 3 項の規定</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第 74 条第 5 項（第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 78 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>2 健康保険法第 88 条の規定 (訪問看護療養費)</p> <p>第 88 条 厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第 29 項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p>(裏面に続く)</p>
	参考事項	
	設定等日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 9

不利益処分の内	一部負担金不払に対する処分
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 2 項
関係条項	
処 分 基 準	<p>次の規定を基準とみなすことができる。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 2 項</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第 69 条第 1 項第 1 号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>参考 （一部負担金）</p> <p>第 67 条 第 64 条第 3 項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第 70 条第 2 項又は第 71 条第 1 項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>1 次号に掲げる場合以外の場合 100 分の 10</p> <p>1 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 100 の 10</p> <p>2 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100 の 20</p> <p>3 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合 100 の 30</p>
参 考 事 項	
設 定 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：10

不利益処分の 内	犯罪行為等による療養給付の制限
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第87条
関係条項	
処 分 基 準	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第87条を基準とみなすことができる。</p> <p>第87条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。</p>
基 準	<p>基準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>
参 考 事 項	
設 定 等 日	平成22年3月25日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：11

不利益処分の 内		闘争等による療養給付の制限
根拠条項		高齢者の医療の確保に関する法律第88条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の 場合は その理由)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第88条を基準とみなすことができる。</p> <p>第88条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>
	参考事項	
	設 年 月 日	設 年 月 日

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：12

不利益処分の 内	刑事施設等への拘禁による療養給付の制限
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条
関係条項	
処 分 基 準	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条を基準とみなすことができる。 第 89 条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。</p>
基準 (未設定の 場合は その理由)	
参 考 事 項	
設 定 等 日 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：13

不利益処分の 内		療養の指示の不服従者への療養給付の制限
根拠条項		高齢者の医療の確保に関する法律第90条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の 場合は その理由)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第90条を基準とみなすことができる。</p> <p>第90条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。</p>
	参考事項	
	設 定 年 月 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：14

不利益処分の 内	文書提出命令等の不服従者への療養給付の制限
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第91条
関係条項	高齢者の医療の確保に関する法律第60条
処 分 基 準	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第91条を基準とみなすことができる。 第91条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者が、正当な理由がなく第60条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>2 第60条の規定 (文書の提出等) 第60条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>
参 考 事 項	
設 定 等 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：15

不利益処分の 内	保険給付の全部又は一部の支払いの差止め	
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第92条	
処 分 基 準	関係条項	高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項及び第2項本文 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第72条及び第74条
	基準 (未設定の 場合は その理由)	次の1から3までに掲げる規定を基準とみなすことができる。 1 第92条の規定 第92条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が、市町村が保険料納付の勧奨等を行ってもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 後期高齢者医療広域連合は、第82条第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている被保険者であつて、前2項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止めに係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定 年 月 日	平成22年3月25日設定 (令和7年2月27日最終変更)

処 分 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>(裏面)</p> <p>2 第 82 条第 1 項及び第 2 項本文 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第 4 項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第 92 条第 1 項及び第 2 項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第 4 項及び第 5 項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することができる。</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 72 条及び第 74 条の規定（法第 9 2 条第 1 項の厚生労働省令で定める期間） 第 7 2 条 法第 9 2 条第 1 項の厚生労働省令で定める期間は、1 年 6 月間とする。 （後期高齢者医療給付の支払の差止） 第 7 4 条 法第 9 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により後期高齢者医療広域連合が一時差し止める後期高齢者医療給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。</p>
------------------------------	----------------------------------	---

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号：16

不利益処分の内容	特別療養費の支給に係る事前通知
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 82 条第 1 項から第 3 項まで
処分基準	関係条項 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 12 条の 2 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 53 条の 2 から第 53 条の 4 まで及び第 54 条の 2 から第 54 条の 5 まで ・埼玉県後期高齢者医療広域連合特別療養費の支給に係る事前通知等に関する要綱
	次の 1 から 4 までに掲げる規定を基準とみなすことができる。 1 高齢者の医療の確保に関する法律 第 8 2 条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第 4 項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第 92 条第 1 項及び第 2 項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第 4 項及び第 5 項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。 （裏面に続く）
	参考事項 ・令和 6 年 11 月 15 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（保高発 1115 第 1 号）「後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて」
	設定等日 令和 7 年 2 月 2 7 日設定（令和 年 月 日最終変更）

処 分 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>(裏面)</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、第1項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者に対し、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (法第82条第1項に規定する政令で定める特別の事情) 第12条の2 法第82条第1項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 2 滞納被保険者等又はその者と生計を1にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5 前各号に類する事由があったこと。 <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (法第82条第1項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第53条の2 法第82条第1項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。第61条第1号において同じ。）の医療費の支給 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 4 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給 <p>(別紙1に続く)</p>
------------------------------	----------------------------------	--

(「特別療養費の支給に係る事前通知」別紙1)

- 6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項(同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。)、第37条の2第1項又は第44条の3の2第1項(同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。)の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 7 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第4条第1項の医療費の支給
- 8 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号)第4条第1号の医療費の支給
- 9 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第12条第1項の定期検査費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給
- 10 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費の支給
- 11 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)第3条又は第4条の医療費の支給
- 12 令第14条第6項の規定による高額療養費の支給
- 13 国民健康保険法施行規則第27条の4の2第15号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第82条第1項の厚生労働省令で定める期間)

第53条の3 法第82条第1項の厚生労働省令で定める期間は、1年間とする。

(法第82条第1項の厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組)

第53条の4 法第82条第1項の厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組は、次に掲げる取組とする。

- 1 保険料滞納者(法第82条第1項に規定する保険料滞納者をいう。以下同じ。)に次項各号に掲げる事項を記載した通知を送付すること。
 - 2 電話、訪問等により滞納している保険料の納付を催促すること。
 - 3 電話、窓口等において滞納している保険料の納付に係る相談に応じる機会を設けること。
 - 4 その他前3号の取組に類するもの
- 2 前項第1号に規定する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 1 滞納額及び当該滞納額に係る納期限
 - 2 当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がある場合には、当該保険料を納付することができない理由を後期高齢者医療広域連合へ届け出なければならない旨及びその期限
 - 3 当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がないにもかかわらず当該保険料を引き続き滞納する場合においては、法第82条第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給する場合がある旨
 - 4 当該保険料の納付に係る相談の機会を設ける旨及び相談の内容

(保険料の滞納に係る資格確認書の返還等)

第54条の2 後期高齢者医療広域連合は、保険料滞納者に対し法第82条第3項の規定による通知を行うときは、当該保険料滞納者に対し資格確認書(第16条第2項の規定により交付されたものに限る。次項及び第3項において同じ。)の返還を求めるものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により当該保険料滞納者に対し資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面

により当該保険料滞納者に通知しなければならない。

1 前項の規定により資格確認書の返還を求める旨

2 資格確認書の返還先及び返還期限

3 後期高齢者医療広域連合は、第1項の規定により資格確認書の返還を求められている保険料滞納者に係る資格確認書が第18条第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書が返還されたものとみなすことができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、第1項の規定により資格確認書が返還されたときは、保険料滞納者に対し、様式第4号、様式第4号の2又は様式第4号の3による次に掲げる事項を記載した資格確認書を交付するものとする。

1 被保険者の氏名、性別及び生年月日

2 被保険者番号及び保険者番号並びに後期高齢者医療広域連合の名称

3 資格取得年月日及び資格確認書の交付年月日

4 有効期限

5 法第82条第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給する旨

6 その他後期高齢者医療広域連合が定める事項

(法第82条第3項の規定による通知)

第54条の3 法第82条第3項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 法第82条第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給する旨及びその開始の予定年月日

2 特別療養費の支給申請先

(特別の事情に関する届出)

第54条の4 被保険者は、後期高齢者医療広域連合から求めがあった場合において、令第12条の2に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

1 被保険者番号

2 氏名及び個人番号

3 保険料を納付することができない理由

2 被保険者は、第54条の2第4項に規定する書面の交付を受けている場合において、令第12条の3に定める特別の事情（被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。）があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

3 後期高齢者医療広域連合は、必要に応じ、前2項の届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出)

第54条の5 被保険者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他第53条の2各号に定める医療に関する給付（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる場合であって、後期高齢者医療広域連合から次に掲げる事項を記載した届書の提出の求めがあったときは、速やかに、当該届書を、当該後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

1 被保険者番号

2 氏名及び個人番号

3 当該被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称
(別紙2に続く)

(「特別療養費の支給に係る事前通知」別紙2)

2 被保険者は、法第82条第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている場合において、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったときは、速やかに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

3 前2項の届書には、当該届出に係る被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

4 埼玉県後期高齢者医療広域連合特別療養費の支給に係る事前通知等に関する要綱
(別紙参照)